平成２４年（フ）第２１３８号
神奈川県大和市西鶴間５丁目１番10号　ラグリューⅡ21号
債務者　瀧澤　優子（旧姓船見）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１５７号
神奈川県大和市西鶴間５丁目１番10号　ラグリューⅡ21号
債務者　瀧澤　　守
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２０６号
横浜市港北区下田町３丁目16番19号　B
債務者　池部　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２４０号
横浜市南区高根町１丁目３番地　高嶺グリーンハイツ702
債務者　川端　静男
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２６７号
神奈川県大和市下鶴間1900番地10　コスモつきみ野403号
債務者　出口真寿美
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２７２号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地２街区６棟106号
債務者　杉山　貞男
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２７３号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地２街区６棟106号
債務者　杉山智江子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２９２号
横浜市南区六ツ川１丁目443番地　コーポ錦201
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９号
長野県小諸市大字西原35番地１
債務者　饗場　麻衣
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第５４２２号
大阪市淀川区西三国２丁目１番17号　２号
債務者　朝比　　進
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５７９号
大阪市住吉区南住吉３丁目16番12―406号
債務者　大江　　寿
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８１号
大阪市浪速区大国３丁目５番14―705号
債務者　福田武比古
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７２２号
東京都世田谷区桜１丁目３―24―205
債務者　久保井一禎
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２００８号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目５－７－201
債務者　古江　真澄
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０７０号
東京都港区芝４丁目12―９―303、住民票上の住所福島県郡山市本町１丁目23―６―1007
債務者　常松　早苗
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部